

香川高等専門学校外国人留学生規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 香川高等専門学校学則（以下「学則」という。）第 63 条第 3 項の規定に基づく外国人留学生（以下「留学生」という。）については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 本校における外国人留学生とは、外国人学生のうち「出入国管理及び難民認定法」（昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号）別表第 1 に定める「留学」の在留資格により在留する者とする。

(教育課程)

第 3 条 本科留学生の第 3 学年における教育課程は、本校の授業を受けるために必要な日本語及びその他の基礎学力を養うことを考慮して特別に編成することができる。

2 本科第 4 学年，第 5 学年における教育課程は，原則として学則に定める授業科目により編成する。

(留学生指導教員)

第 4 条 留学生に対する学習・研究を指導するために、留学生指導教員（以下「指導教員」という。）を置く。

2 前項の指導教員は、当該学科の教員の中から、学科長の推薦に基づき校長が指名する。

(チューター)

第 5 条 留学生に学習上の援助，日常生活上の助言を行うためにチューターを置く。

2 チューターは、当該留学生と同一学科若しくは同一専攻の学生の中から学科長及び指導教員の推薦

に基づき、校長が委嘱する。

3 チューターは、その職務に関し必要に応じて指導教員に連絡し、その指導を受けるものとする。

(授業料等)

第 6 条 国費外国人留学生については、検定料，入学料及び授業料は徴収しない。

(留学生世話係)

第 7 条 留学生の補導と生活上の世話をを行うため、学務課及び学生課に留学生の世話

係を置く。

附 則

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 2 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。